

# 大坪会計ニュース

編集発行人 税理士 大坪利郎

〒555-0001 大阪市西淀川区佃1-23-17 TEL 06(6473)5901代 FAX 06(6474)2816

水仙

	-	-	-	MARKET.	10.5-		NA.	make:
-	521	-	$\sigma$	100	657	300	800	600
-		73.	v.	TIL	521	_	72	122

国 税/給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

取が保険料理除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税/11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税/10月決算法人の確定申告

(法人税·消費税等) 1月6日

国 税/4月決算法人の中間申告 1月6日

国 税/1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月6日

(師走) DECEMBER 23日・天皇誕生日

•	月	火	水	- 木	金	•
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				- 2

地方税/固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務/健康保険·厚生年金保険被保険者賞与支払

支払後5日以内



**白色申告者の記帳と帳簿書類の保存** 従来、白色申告者のうち、事業所得等の合計額 が300万円超の者に限定されていた記帳と帳簿書類の保存義務が、平成26年1月からは白 色申告者全てが対象となります。青色申告書による確定申告に対しては各種の特典が設 けられていることから、これを機に青色申告への変更を検討する事業者もいるようです。

### (1) たスの万は、 るがて者 ト場円 し仕多いの給給 ッ合を年か組くま必与与 プの超し、なす要所所のあるとなったがある。 技能額 たても たても たても とれが経得得 費控控 成っ控給的除除 て除与なはの 十い額の性 + が一、 Ti. O 五まも収格給限 で円つら な額つ得

不税の税どに給 足額い額のつ与年 と支いの末 をへ 精年 成 + 算税納そい す 額めのの毎いは 五 3 な年際月を もとけのにの受給 年 のをれ給源給け与 0 で比ば与泉与るの 留 すべなの徴や一支 意 ら総収賞人 な額し与一者 過いにたな人が

(2) て源別 年 い泉所所復 末 ま微得得興 す収税税特 調 ( 工扱乗・得 整 の 対 年いせ一税 間かが% 0,50 始一復 ま月興 つの特

# 年末調整のポイント平成二十五年分

給与所得者の 扶養控除等 (異動)申告書

て提等なの年 おと末 お調 りま う必 り整 給での 必要する。 主 がの告所 な で書得 あ 対 者 象 h ま必のの 者 すず提扶 は、 提出養 出が控 表

1

し前除

## 表 2 配偶者特別控除額の早見表

# 配偶者の合計所得金額 控除額

380,000 円以下の場合は、配偶者特別控除の適 用はありません。

The state of the s	
380,001 円~ 399,999 円	38 万円
400,000 円~ 449,999 円	36 万円
450,000 円~ 499,999 円	31 万円
500,000 円~ 549,999 円	26 万円
550,000 円~ 599,999 円	21 万円
600,000 円~ 649,999 円	16万円
650,000 円~ 699,999 円	11 万円
700,000 円~ 749,999 円	6万円
750,000 円~759,999 円	3万円
760,000 円~	0 万円

(注)「配偶者控除」を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることができませんので注意してください。

### 表1 年末調整対象者の選別(主な例)

### 年末調整の対象となる人

次のいずれかに該当する人

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の中途で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の中途で退職した人のうち、次の人
  - ①死亡により退職した人
  - ②著しい心身の障害のため退職した人で、 その退職の時期からみて、本年中に再就 職ができないと認められる人

### 年末調整の対象とならない人

次のいずれかに該当する人

- (1) 上欄に掲げる人のうち、本年中の主たる 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 2 カ所以上から給与の支払を受けている 人で、他の給与の支払者に「給与所得者の 扶養控除等(異動)申告書」を提出してい る人や、年末調整を行うときまでに「給与 所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提 出していない人(月額表又は日額表の乙欄 適用者)

### 【社会保険料控除額】

支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

### 【小規模企業共済等掛金控除額】

(独) 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金 (旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確 定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する 心身障害者扶養共済掛金との合算額

### 【地震保険料控除額】

地震保険料の額(最高50,000円)

旧長期損害保険契約の支払保険料

① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額

② 10,000 円を超える場合

······支払保険料×1/2+5,000円 (最高15,000円)

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高 50,000 円)

障害者控除額	障害者 1 人につき270,000 円 特別障害者 1 人につき400,000 円(同居特別障害者の場合 750,000 円)					
寡婦 (寡夫) 控除額	270,000円(特別の寡婦は、350,000円)					
勤労学生控除額	270,000円					

			7.	
配偶者控除額	一般の控除対象	380,000 F		
	老人控除対象配	480,000円		
配偶者 特別 控除額	配偶者の年間所行 38 万円超 76 万	30,000 円~ 380,000 円		
扶養	一般の控除対象 扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	- 380,000 F	
		23 歳以上 70 歳未満		
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円	
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円	
		同居老親等	580,000円	

- ※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族…… 所得者と生計を一にする配偶者その他の親 族、都道府県知事から養育を委託された児 童 (いわゆる里子) 及び養護老人のうち、 所得金額の合計額 (繰越損失控除前) が 38 万円以下の者 (青色事業専従者又は白色事 業専従者とされる者を除く)。
- ※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成3年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた者(年齢19歳以上23歳未満の者)。
- ※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族…… 昭和19年1月1日以前生まれ(年齢70歳 以上)の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。
- ※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。
- ※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

# 所得税 破産等により株式の 価値が失われたときの特例

株式の発行会社の破産等により個人が所有する株式の価値が失われたとしても、それによる損失は原則として他の株式等の譲渡益や給与所得など他の所得の金額から控除することはできません。

しかし、特定口座に保管されていた内国 法人の上場株式が、上場廃止となった日以 後、特定管理株式等に該当していた場合で、 その株式を発行した株式会社に破産手続開 始や清算結了等の一定の事実が生じた時 は、その株式の譲渡があったものとして、 その株式の取得価額を譲渡損失の金額とみ なす特例があります。これにより他の株式 の譲渡損益等と損益通算することができま す。なお、その譲渡損失とみなされた金額 が他の株式等の譲渡益から控除しきれなか ったとしても、その金額を翌年以降に繰り 越すことはできません。

特例の対象となる特定管理株式とは、特定口座に保管されていた内国法人の上場株式が上場廃止となった日以後引き続き特定管理口座に保管されている株式のことをいいます。また、譲渡があったこととなる一定の事実とは次のことをいいます。

- (1) 清算が結了したこと
- (2) 破産手続の開始の決定を受けたこと
- (3) 会社更生計画または民事再生計画に基 づき発行済株式の全部を無償で消滅させ たこと
- (4) 特別危機管理開始決定を受けたこと 特例の適用を受けるためには、確定申告 書に、適用を受ける旨を記載するとともに、 次の書類を添付する必要があります。
- ① 証券会社等から交付を受けた一定の事 実等を確認した旨を証する書類
- ② 特例の対象となる価値を喪失した株式 とそれ以外の株式等とを区分して記載さ れた株式等に係る譲渡所得等の金額の計 算明細書

### 金銭 $\equiv (3)$ 物合、貸付利率が年間 利息で金銭の貸し付け 役員や従業員に対し であれ たなな 税されることはあり 息で金銭の貸 か 災害や病気などで臨給与課税されます。%の利率と貸付利率と 該当 Ļ 利率と貸付利率と を LI 場合には、 ば する場合を除 貸付利率 低 病気などで臨 い 原 則として、 利 が 次の けを行 四三 四 # き、 0 (1) 時 せ んの % (E から つ低 L 付け

(3) 四・三%の利率と貸し付ける場合 し付ける場合 会社の借入金の平均調達間で貸し付ける場合的と認められる金額や返済 生活資金が必要とな 従業員に対 L 金額 貸付 利られ 下の場合 返済 で賃金金 が 利 合 0 期理た 率

たときの給与課

# 相殺した場合の領収書と印紙税

債権と債務を相殺した場合に、その事実 を証明する方法として領収書を作成するこ とがあります。

この領収書は、領収書としての表示がなされていますが、現実には金銭又は有価証券の受領事実はないため、第17号文書に掲げる金銭又は有価証券の受取書には該当せず、印紙税の課税文書とはなりません。

しかし、たとえ相殺の事実を証明するために作成される領収書であってもその事実が文書上明らかでないときには、その領収書は文書上は金銭又は有価証券の受領事実を証明しているとみられますので、印紙税法上の受取書に該当します。

なお、一部相殺の領収証は、その相殺に 係るものであることが明らかにされている 金額については受取金額には当たらないも のとして取り扱われることになります。